別冊資料③

ワークシート

講師の指示があるまで、開かないでください。

今回、本研修にて掲載している項目案は、アンケートやヒアリングで提供されたそれぞれの自治体で使用されている帳票類をフロー図の流れに沿って分類整理し、必要と思われる項目を追加するなどして本研修プログラムにおける「演習ワークシート」として作成したものです。

それぞれの段階における思考プロセスのあり方を、一目で見てわかる項目案として 1 枚にまとめて 提示しようと試みたものであり、限定した書式として提示しているものではありません。

演習用であるため記入欄は小さく、実際の業務で使用していただくのであれば、記入欄を広げる、選択式にするなどの改良が必要になると思われます。

また、4つの機能については計画的段階的に整備するものとされているため、すべての演習ワークシートの思考プロセスを、いちどに全て取り入れていただく必要もありません。市町村ごとに、それぞれの段階に応じて、記入用書式を検討していただく際の一助となるよう作成しているものですので、地域の実情に応じた取り扱いをお願いいたします。

事例情報

【相談時の状況】

【本 人】谷 久子さん、83歳、女性

【疾患・既往歴】アルツハイマー型認知症(現在、長谷川式スケール 12 点)

【身体状況】ADL 自立、IADL 支援要

【経済状況】月額30万円(老齢年金と遺族年金)普通預金300万円 定期預金1,000万円

【親族等】夫は6年前に死亡 一人息子の良男さん(長男)と同居。

姪が2時間ほど離れた地域に居住。何かあると来てくれていた。

【長男の状況】長男は、大学在学中に統合失調症を発症、退院後、就労したが30代で失業し、現在まで無職。サービス利用なし。日中ゲームをして過ごし、ゲームの課金が10万円以上の高額になることもある。居室は趣味のもので溢れている。障害厚生年金は月4万円。

【居 所】一軒家に2人暮らし。(土地、建物ともに本人名義) 【サービス利用状況】訪問介護(週2回)、通所介護(週1回)

【生活歴】

- 亡夫は公務員、本人は専業主婦だった。長男の世話や、退職後に病に倒れた夫の介護をしてきたため、地域交流なし。夫は6年前に死去。夫の相続手続(自宅の土地家屋)は、専門家に依頼し終了。
- 特に疾患はなく過ごしていたが、1 年前に転倒骨折にて入院、その際に軽度認知障害(MCI、長谷川式スケール20点)の診断が出た。本人は「長男は病気療養中でいろいろ頼めない」「早く家に帰って長男の世話をしたい」と言い、姪に支援を依頼したが、姪からは「自分は遠方にいるため、日常的な支援は難しい。長男が久子さんの世話を出来ないのであれば、成年後見制度の利用を考えて欲しい」という返事であった。そのため、久子さんからの相談があり、退院直後も地域包括支援センターは成年後見制度や日常生活自立支援事業の説明を行ったが、「今はまだ大丈夫そう。だんだん考えます」というのが、当時の久子さんの返事であった。
- 地域包括支援センターの退院調整が入り、要支援2で訪問介護、通所介護を利用しながら在宅にて生活。退院後半年を経過し、安定してきたところで民間居宅介護支援事業所のケアマネジャーに移行。良男さんも、支援者の訪問について拒否はなかった。

【現在の状況】

- キャッシュカードの暗証番号がわからなくなったり、ATM の操作を間違えたりして、混乱して行 員を呼ぶことが頻発した。(1月~3月の間に計6回)
- 専門医の受診にてアルツハイマー型認知症の診断、介護度が要介護2になった。
- 安売りの食品や生活用品を、使い切れないくらい買ってしまっている。
- 最近、久子さんはケアマネに「良男が、インターネットでできた友達に誘われて高額な買い物を してしまっているみたい。何回か、10万円単位のお金を、良男に渡している」と、話したため、 ケアマネジャーから地域包括支援センターに相談が入った。
- 訪問業者に言われるまま屋根の修理を契約しそうになっているところをヘルパーからの連絡を受けたケアマネジャーが阻止した。実は、すでにこの業者には1ヵ月前に、シロアリ退治で50万円を払ってしまったとのこと。本人は「二度とこんな目には遭いたくない」と言っている。

相談受付シート(演習用)【記入例】

		ТИРОСТО	VX = / 11/	FHON (IN 17	
相談日	2019年 月 日	(対応者: 畑野)	ID	
相談者	相談者名 B職員		所属	A 地域包括支援センター	_
1年10人日	連絡先 〇〇〇-△△△	- ××××			
相談形態	1. 電話 2. 来所 3.	. 訪問 4. その他()
相談概要	後見制度活用が必要では	おか。アルツハイマー!	型额啶:	消費者被害に遭人 長男	も精神障害あり。
相談契機	1. パンフレット 2. ほ	研修受講() 3.	以前に相談	₹ 4. その他()
相談者属性	地区: B地域		所属属性	地域包括支援センタ	_
□「本人情報シ	ート」を活用 ※				
1 1 4					

一本人情報ン	ート」を活用 ※				
本人氏名	谷久子さん性別	1.男性 2.女性	年齢	83 歳 (年生まれ)	
居住地	1. 市内 2. 市外 3. 不	明(具体的に)	
疾病・病歴	1年前左足骨折 アルツハイマー型語楽症	親族の状況			
身体状況	ADL 自立 IADL 支援要		,' !		
住居の状況	所有地、戸建て(本人名義)		Ĺ		
経済状況	主な収入(約 30 万円) 道 主な支出(約 不明 円) 長 財産状況(不動産や資産、負債、	男ゲームの課金、インター		-	
生活歴現状				や、定年後、 病に倒れた夫の世話をしてき ・護保険サービスを利用。 最近物忘れが進	
支援状況	介護・障害の認定・区分状況 要支援 2→要介護2 マネジメント担当者 ○○ ケアマネ (○○ ケアフランサービス) 利用している介護・福祉サービス ホームヘルパー週2回 デイサービス週1回				
本人の意向	今後の生活についての意向 手伝って欲しいと思っていること 金銭管理についての意向 その他 本人にとって重大なこと	、困っていること	世話をしなけ	ればならない	
判断能力に	1. 認知症 2. 知的障害 3.	精神障害 4. その他	() 5	. なし 6. 不明	
ついて	詳細	制	度利用 成	年後見制度利用無 . 有	
制度利用について	1.成年後見制度の利用 無 ①初 2.成年後見制度の利用 有 ①補 (詳細: 3.日常生活自立支援事業 有 4.その他(

追加の	1 関係機関からの情報収集 2 関係機関へのつなぎや依頼		具体的に	□詳細は別紙参照
情報収集 ※複数選択可	3 ケース会議への出席(日時 4 ケース会議の招集(日時 5 ケース会議の招集依頼(日時 6 その他()))	●月〇日サービ 話をする	ス担当者会議に出席し、ご本人と直接
	6 その他(7 不要	J		

今後の対応	相談継続	相談対応終了→つなぎ先等
-------	------	--------------

○月○日()時.

Avera ETBe: 7- Osh 「後見制度が必要ではないか?」 01特包括27-11、退院調整 (1)2件晚中新的支援智機一

A 地城包括电子 **补冷**阿相談

005アフランサービス

ハルドキャ 4727 ディサビス

被害!? 訪向事著

退方、2时间的台 目部结心無理」(好 後見制度利用已教辽」

世話を Persit

「一度とこんび目にあれたくない」 2071 50537

度形修建す 交为水切。

好玩死之. 元公務員

83 心胸己 為不明

59

谷缺外约男

大新设中统合头钢庄 癸庄

一个人院和摩。

退稅後に飲為了るが、 30代で失業の今代無職 サークス等無人。

吸泻 階層地全 布門

日頃 日中は自宅でゲーム ゲーム課食が103円以上の時があり、

「インスネト、関係の友人に誇われて、高い 買い物?良男に10万単位のみ全を変い」 スるラケアネト語に

公久子小 837 女 (午茶)転倒骨折以晚,熟碳器知障等 「早、帰れた子の世話をしたい」 ハロS-R2のだ、 姓に也記していく 佐、後見制度利用といるの 建在]\$(1 護2. 7117:1/2- 诊断 HOS-R)

表男七工人养儿。ADL 自主、中心入利用 30万円/月(名齡·遺族) 收入即程 普通預全300万円 定朝 1,000万円

一种家(工地、家幼、取名義) 根統済や東川家木焼き、

<水 今回 租袋 a 理由 >

- ①私が、キャシュカー、暗証番号りからない、 ATM操作间里文3->3.时间で6回? 安·食品、生活用品 Ech 買了一使之的!
- ②屋根修理の契约し约に ハルルーナケアマネが止めた! 同事精 知以还治で" 50万月至北清的灰夏
- 少●一种 始於小川以上日常好的也說法理。 本人的科孩一一包括センター 制度利用考证 日常生活自立及孩本菜、後見制度、説明 本人「主だ、大丈夫。だれだん考える」 活用に至らず。

3

課題分析・支援方針検討(演習用)ワークシート【記入例】

ID

ייי				1	
	【緊急対応に関わる課題】【関係調	整に関わる課	題】 長男、姪との関係の再調整	担当機関	緊急性有
	□疾病・障害、依存への対応	ロサー	ービスの(再)調整が必要		
	☑権利侵害への対応 消費者被害	☑親妨	疾、友人・知人との関係についての課題	地域包括 C 消費生活 C	
	□地域からの孤立、社会的孤立	口その	か他()	消見生心し	
			可能性のある対応手段	担当機関	法定後見
	Was a series of the series of			1-100	要
	 ☑判断能力の低下の進行		 □日常生活のケアの見直し		
	※判断能力の低下の進行は、環境	の変化、脱	□服薬への支援(再整理)	すでに	
	水や低栄養、薬の副作用で出現		□適切な医療への支援	地域包括でが	
	あるため、ケアの見直し等の確	認が必要	□その他()	実施	
		 祖廷	□金融機関への個別相談		<u> </u>
	▽ 変質を、		□生活困窮者相談窓口の家計改善支援		
	図使いすぎてしまう 長男に渡してし		□ 上記の時代1000mmの表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の表面の	中核機関	
	□支払いの必要性が理解できない	•	□障害者総合支援法の自立生活援助の利用	社協	
情	·		□門吉有総古文仮伝の日立主石仮めの不明		
報	□入院□入所□財産活用が必)安 			
の	☑意思決定支援についての課題		☑コミュニケーション上の工夫		
分	□本人の意思を確認していない	4	☑本人なりの意思決定を行うための最適な環境づ		
析	□本人の意思が不明確・把握困難		くり(人・場所・タイミング等)	支援千一 公全 員	
ועי	□本人の望んでいることの実現が		☑意思決定支援会議の開催	具	
	☑その他(本人の意思が揺らいで 	(1 3)	☑意思決定能力アセスメントの実施		
			□その他 ()		
	☑法的保護の必要性、法的課題	N1	☑消費生活センターへの専門相談		
	☑虐待や搾取、権利侵害への対応・		□委任契約による法律相談()	消費生活C	
	□ □債務整理が必要 □相続未対	応	▽特定援助対象者法律相談援助の利用	中核機関	
	□訴訟が必要		☑中核機関の法律相談の利用 弁護士の助言		
	□その他()	□その他()		
	□将来への備え 		□任意後見制度の利用		
	□身寄りがない、頼りたくない 		□福祉型信託の利用 	中核機関	
	✓親なき後、自分なき後の家族支	援の	☑死後事務委任 ☑遺言作成	の法律職談	
	不安 良男の将来の不安		□その他(/
	本人や親族、支援者ができているこ 	こと、がんば~	ってきたこと、強み 		
	※強みを活かせるか、方針を検討す	る 本人は、	大や長男の世話をし続けてきた。物定れの自覚がある	中、介護保険サー	ビスを選び、
	決定し、サービスを利用しながら生活	はることがて	きている。		
	決定日: 9	19日(オ	z)		
	• " - : • •	- - · - · -	・ マネ、 デイ、 ヘルパー、 地域包括 C、 中核機	劉	
			こおける専門相談の利用 □受任調整	_	
	協議して具体的に	1 12 (12 (12 (12 (12 (12 (12 (12 (12 (12			
	7	事業者の消	費者被害には二度とあいたくない「自分が死」	んだ時に、長男	がこの家に
			ハ」という思いが強いことを確認。取消権がな		_
(の申立を検討したいとのこと。自分の死後のこと		
			こととなった。長男のことについては、基幹框		
	いきたいとのこ				

本人情報シート(成年後見制度用)

- ※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家
- 庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。 ※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。 ※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあり ます。

2019 年4 月1 日 作成日

	<u> </u>
本人 作成者 氏 名: 分 久子 生年月日: 年月日(83歳) 職業(資格): ○○市後見支援センター(社会福	祉士)_
連 絡 先: <u>○○○(○○)○○○</u> 本人との関係: 中核機関職員	
<u> </u>	
1 本人の生活場所について ☑ 自宅 (自宅での福祉サービスの利用 ☑ あり □ なし)	
□ 施設・病院	
→ 施設・病院の名称	
住所	
2 福祉に関する認定の有無等について □ 介護認定 (認定日:2019年3月) □ 要支援(1・2) □ 要介護(1 ②・3・4・5) □ 非該当 □ 障害支援区分(認定日: 年 月) □ 区分(1・2・3・4・5・6) □ 非該当 □ 療育手帳・愛の手帳など (手帳の名称)(判定) □ 精神障害者保健福祉手帳 (1・2・3 級) 3 本人の日常・社会生活の状況について (1) 身体機能・生活機能について □ 支援の必要はない ☑ 一部について支援が必要 □ 全面的に支援が必要	
(今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等)	
介護保険サービス(訪問介護や通所介護)を使いながら在宅生活を継続してきたが、最近アルツー型認知症の進行が見られ、要介護度が要支援2から要介護2に変更になった。金銭管理が困難に訪問販売の消費者被害に遭っており、今後も被害に遭うことが想定されるため、介護サービスの回じです必要がある。	なり、
(2) 認知機能について 日によって変動することがあるか:☑ あり □ なし (※ ありの場合は、良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。 エの項目は裏面にあります。) ア 日常的な行為に関する意思の伝達について □ 意思を他者に伝達できる ☑ 伝達できない場合がある □ ほとんど伝達できない □ できない イ 日常的な行為に関する理解について □ 理解できる ☑ 理解できない場合がある □ ほとんど理解できない □ 理解できない ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について □ 記憶できる ☑ 記憶していない場合がある □ ほとんど記憶できない □ 記憶できない	

エ 本人が家族等を認識できているかについて☑ 正しく認識している □ 認識できていないところがある□ ほとんど認識できていない □ 認識できていない
(3) 日常・社会生活上支障となる精神・行動障害について □ 支障となる行動はない □ 支障となる行動はほとんどない ☑ 支障となる行動がときどきある □ 支障となる行動がある (精神・行動障害に関して支援を必要とする場面があれば、その内容、頻度等)
訪問業者に言われるまま屋根の修理を契約しそうになったり(2月)、「シロアリ退治をしておいた」と言われ、確かめずに50万円を支払ってしまったこともある(1月)。キャッシュカードの暗証番号がわからなくなったり、ATMに操作を間違えたりして、混乱して行員を呼ぶことがあった(1月~3月までに計6回)。安売りの食品等生活用品を使い切れないほどの量、購入してしまう。
(4) 社会・地域との交流頻度について ☑ 週1回以上 □ 月1回以上 □ 月1回未満 (5) 日常の意思決定について □ できる ☑ 特別な場合を除いてできる □ 日常的に困難 □ できない (6) 金銭の管理について ☑ 本人が管理している □ 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している □ 親族又は第三者が管理している (支援(管理)を受けている場合には、その内容・支援者(管理者)の氏名等)
年金収入は月額30万円と比較的多く、また、住まいは自宅のため、収支が赤字になることはほとんどない。 しかし、業者に言われるままに多額の支払いをしたり、言われるままに長男に現金を渡してしまったりする ことが続いている。また、金融機関で現金を引き出すことができなくなってきている。
4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題 (※課題については,現に生じているものに加え,今後生じ得る課題も記載してください。)
日常生活における出金の支援、日常生活を超える社会生活上の対応について、本人一人で判断することが難しい状況になっている。今後も、悪質業者の訪問が続くと考えられるため、悪質業者への対応も必要になると予想される。(支援チームの会議に参加し、本人意思を確認)
5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識 ☑ 申立てをすることを説明しており、知っている。 □ 申立てをすることを説明したが、理解できていない。 □ 申立てをすることを説明しておらず、知らない。 □ その他 (上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等)
消費者被害や金銭管理の課題が発生し、本人に対して成年後見制度についてわかりやすく説明をしたところ、「そのようなやり方があるのなら、お願いしたい」と発言。記憶の保持が難しく、「今のままでいい」と言ったりすることもあるが、消費者被害のことを思い出すと「お願いしたい」と言う。
6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策 (※御意見があれば記載してください。)
本人は在宅で長男と一緒に生活することを望んでいる。本人の望む生活を、安心安全に継続できるよう、日常における金銭管理について、本人が受け入れられる方法をともに考え、実行できる支援者が必要である。金融

本人は任もく民力と一緒に主活することを望んくいる。本人の望む生活を、女心女主に継続くさるよう、日常における金銭管理について、本人が受け入れられる方法をともに考え、実行できる支援者が必要である。金融機関との取引についての代理権や、訪問販売等の悪質事業者に対しての、契約の取消権を持つ者の支援が必要である。実際の被害50万円についても対応が必要。

現在の状況

- ・ 谷久子さんは、「消費者被害には、二度と遭いたくない」「自分が死んだ時に、長男がこの家で住める ようにしておきたい」「長男と一緒にこの家で暮らし続けたい」という思いが強かった。
- 日常生活自立支援事業は、取消権がないため、利用しないという意向。
- 「中核機関の法律専門相談で、自分の死後のことについての助言を受け、納得できたら成年後見制度 の申立をしたい」と言ったため、法律相談を受けられるように支援。
- 本人が法律相談の助言を受けて納得したため、成年後見制度の利用支援へと進むことになった。

ワーク 1一①

この場合、申立人は誰が適切だと考えますか?その理由も考えてみましょう。

ワーク1ー②

本人の支援をするに当たって、後見人等に必要と思われる権限は? 同意権・取消権を考えてみましょう。(p. 12~13) 代理権を考えてみましょう。(p. 14~15)

【補助用】

同意行為目録

(民法13条1項各号所定の行為)

X	下記の行為	(日用品の購入	その他日常生活に関す	する行為を除く。)	のうち,	必要な同意行為に	R
y	リ,該当する語	部分の口にチェ	ックを付してください	10			

X	保佐の場合に	ニ/よ, !	以下の1か。	ら <i>10ま</i>	きでに記載の事	事項については,	一律に同意を	権。取消権法	が付与
=	されますので	同章	権付与の由	ウィチョ	ナる場合であっ	っても本月緑の	作成け不要で	a	

			合には、以下の1から10までに記載の事項については、一律に同意権・取消権が行 マーマを佐は50カナーカナスは2カカーのナナロ母の佐ずは下来でナ
Č	₹N∂	E 9 0)	で、同意権付与の申立てをする場合であっても本目録の作成は不要です。
X	内容	料 は,	本人の同意を踏まえた上で,最終的に家庭裁判所が判断します。
1	元本	の領	収又は利用 <i>(1号)</i> のうち,以下の行為
		(1)	預貯金の払戻し
		(2)	債務弁済の受領
		(3)	金銭の利息付貸付け
2	借則	又は	保証 <i>(2 号)</i> のうち,以下の行為
		(1)	金銭消費貸借契約の締結
		ž	※ 貸付けについては1(3)又は3(7)を検討してください。
		(2)	債務保証契約の締結
3	不重	を でんり かいりゅう かいこう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいま かいま かいま かいま しゅう はい かいま しゅう はい しゅう はい しゅう しゅう はい しゅう はい しゅう	の他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為 <i>(3号)</i> のうち、以下の行為
		(1)	本人の所有の土地又は建物の売却
		(2)	本人の所有の土地又は建物についての抵当権の設定
		(3)	贈与又は寄附行為
		(4)	商品取引又は証券取引
		(5)	通信販売(インターネット取引を含む。)又は訪問販売による契約の締結
		(6)	クレジット契約の締結
		(7)	金銭の無利息貸付け
		(8)	その他 ※ 具体的に記載してください。

4 □ 訴訟行為 (4号)

※ 相手方の提起した訴え又は上訴に対して応訴するには同意を要しません。

5 □ 贈与、和解又は仲裁合意 (5号)

6	□ 相続の承認若しくは放棄又は遺産分割 (6号)
7	□ 贈与の申込みの拒絶,遺贈の放棄,負担付贈与の申込みの承諾又は負担付遺贈の承認 (7号)
8	□ 新築, 改築, 増築又は大修繕 (8号)
9	□ 民法602条(短期賃貸借)に定める期間を超える賃貸借 (9号)
10	□ 前各号に掲げる行為を制限行為能力者(未成年者,成年被後見人,被保佐人及び民法 1 7 条 1 項の審判を受けた被補助人をいう。)の法定代理人としてすること (10号) 【令和2年4月1日施行】
11	□ その他 ※ 具体的に記載してください。 ※ 民法13条1項各号所定の行為の一部である必要があります。

代 理 行 為 目 録

- ※ 下記の行為のうち,必要な代理行為に限り,該当する部分の口にチェック又は必要な事項を記載して ください(包括的な代理権の付与は認められません。)。
- ※ 内容は、本人の同意を踏まえた上で、最終的に家庭裁判所が判断します。

1	財産管理関係
---	--------

(1)	不動産関係
	① 本人の不動産に関する〔□ 売却 □ 担保権設定 □ 賃貸 □ 警備 □]
	契約の締結,更新,変更及び解除
	② 他人の不動産に関する〔□ 購入 □ 借地 □ 借家〕契約の締結,更新,変更及び
	解除
	③ 住居等の〔□ 新築 □ 増改築 □ 修繕(樹木の伐採等を含む。) □ 解体
	□] に関する請負契約の締結,変更及び解除
	④ 本人又は他人の不動産内に存する本人の動産の処分
	5
(2)	預貯金等金融関係
	① 預貯金及び出資金に関する金融機関等との一切の取引(解約(脱退)及び新規口座
	の開設を含む。)
	※ 一部の口座に限定した代理権の付与を求める場合には、③に記載してください。
	② 預貯金及び出資金以外の本人と金融機関との取引
	〔□ 貸金庫取引 □ 証券取引 □ 保護預かり取引 □ 為替取引 □ 信託取引
(3)	保険に関する事項
	① 保険契約の締結、変更及び解除
	② 保険金及び賠償金の請求及び受領
(4)	その他
Ш	① 定期的な収入の受領及びこれに関する諸手続
	〔□ 家賃, 地代 □ 年金・障害手当その他の社会保障給付
_	□ 臨時給付金その他の公的給付 □ 配当金 □]
	② 定期的な支出及びこれに関する諸手続
	[□ 家賃, 地代 □ 公共料金 □ 保険料 □ ローンの返済金 □ 管理費等
	③ 情報通信(携帯電話、インターネット等)に関する契約の締結、変更、解除及び費用
	の支払
	④ 本人の負担している債務に関する弁済合意及び債務の弁済(そのための交渉を含む。)
	⑤ 本人が現に有する債権の回収(そのための交渉を含む。)⑥

2	7日 形	売関係	R Comment of the Comm
ž	※ 着	<i>客判</i> 与	手続,調停手続及び訴訟手続が必要な方は,4⑤又は⑥についても検討してください。
		1	相続の承認又は放棄
		2	贈与又は遺贈の受諾
		3	遺産分割又は単独相続に関する諸手続
		4	遺留分減殺請求【又は遺留分侵害額請求 (令和元年7月1日施行)】に関する諸手続
		5	
3	身」	上監討	隻関係
		1	介護契約その他の福祉サービス契約の締結,変更,解除及び費用の支払並びに還付金
		<u> </u>	学の受領
		2	介護保険,要介護認定,障害支援区分認定,健康保険等の各申請(各種給付金及び還
		作	†金の申請を含む。) 及びこれらの認定に関する不服申立て
		3	福祉関係施設への入所に関する契約(有料老人ホームの入居契約等を含む。)の締結・
		変	E更・解除及び費用の支払並びに還付金等の受領 (1) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
		4	医療契約及び病院への入院に関する契約の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還
		作	寸金等の受領
		⑤	
4	その	つ他	
			税金の申告、納付、更正、還付及びこれらに関する諸手続
		2	登記・登録の申請
		3	個人番号(マイナンバー)に関する諸手続
		4	住民票の異動に関する手続
		<u>(5)</u>	家事審判手続,家事調停手続(家事事件手続法24条2項の特別委任事項を含む。),訴訟
		手	- 続 (民事訴訟法55条2項の特別委任事項を含む。), 民事調停手続 (非訟事件手続法23条
		2	項の特別委任事項を含む。)及び破産手続(免責手続を含む。)
		<i>•</i> }	・ 保佐人又は補助人が上記各手続について手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する
			者であるときに限ります。
		6	⑤の各手続について,手続代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者に委任をすること
		(7)	

等を含む。

□ ② 以上の各事務に関連する一切の事項(戸籍謄抄本・住民票の交付請求,公的な届出,手続

ワーク2

谷久子さんの後見人等候補者に求められることは何か、考えてみましょう。 (p. 17 の黒枠で囲まれたところを検討します)

演習ワークシート【受任調整シート】

会議日時	2019 年 3 月 7 日 参加者 中核機関、○○、○○、○○、○○
本人氏名	イニシャル T H (ID 465)
	☑本人情報シート添付有
41074	※制度の利用についての本人の思いや今後の生活への希望、特に必要な意思決定支援を記入
本人の意向	家で暮らしたい、良男の世話をしたい。二度と消費者被害には遭いたくない。そのようなやり方が
	あるならお願いしたい。
必要な支援と現体制	☑本人情報シート参照
で対応できない課題	
診断書	☑取得済(取得日 3/4) 診断書から想定される類型 □補助 ☑保佐 □後見
	□未取得(取得予定:)
収支状況	主な収入 月額 およそ 30万 円 (遺族年金、厚生年金)
**	□詳細把握ができていない収入あり()
記入	主な支出 月額 およそ 16万~26万円(食費、光熱費等の生活費のほか、長男のゲームの課
	金や本人への無心の状況によって変動)
財産状況	☑預貯金(普通預金 300 万円、定期預金 1,000 万円)
※分かる範囲で	☑不動産あり(自宅の土地、家屋を所有)、□その他の資産(株や国債、投資信託など()
記入	□負債あり()、□財産状況の変動可能性()
利用支援事業	□該当する可能性あり
本人が後見人等に	事前面談 □希望していない
希望していること	本人にとって望ましいこと(本人の希望、性別や年代、条件)を記入
加重していること	自分だけでなく、良男とコミュニケーションがとれる男性がよい。
申立の妥当性	□成年後見制度利用の必要性有 □権利擁護支援の方針の再検討 □その他
予想される後見事務	
<u></u>	
72 付与が必要と	□代理権目録添付あり □同意権取消権目録添付あり ※添付の場合には記入不要
想定される	1. 代理権の必要性有 2. 取消権の必要性有
権限	権限付与についての本人の意向
申立人等	□本人支援 □親族支援() □市町村長(□老福、□知福、□精福)
	※本人や親族の申立支援が滞った場合の方針(
佐姑老	
候補者	□親族()□市民後見 □法人後見 □専門職
候補者	□親族 () □市民後見 □法人後見 □専門職 具体的に
	□親族 () □市民後見 □法人後見 □専門職 具体的に その根拠
後見人等に	□親族 () □市民後見 □法人後見 □専門職 具体的に
後見人等に 必要な支援) □親族() □市民後見 □法人後見 □専門職 具体的に その根拠 □虐待対応の継続 □措置等 その他□
後見人等に 必要な支援 候補者との	□親族 () □市民後見 □法人後見 □専門職 具体的に その根拠
後見人等に 必要な支援	□親族 () □市民後見 □法人後見 □専門職 具体的に その根拠 □虐待対応の継続 □措置等 その他□ □要 □不要 □未実施または実施しない その根拠 □ である。 □ ではなる。 □ である。 □ で
後見人等に 必要な支援 候補者との	□親族 () □市民後見 □法人後見 □専門職 具体的に その根拠 □虐待対応の継続 □措置等 その他□ □要 □不要 □未実施または実施しない
後見人等に 必要な支援 候補者との 事前面接	□親族 () □市民後見 □法人後見 □専門職 具体的に その根拠 □虐待対応の継続 □措置等 その他□ □要 □不要 □未実施または実施しない その根拠 実施後、日時と本人の様子、意向を記録、候補者の変更が必要な場合には、その旨も記入
後見人等に 必要な支援 候補者との 事前面接	□親族 () □市民後見 □法人後見 □専門職 具体的に その根拠 □虐待対応の継続 □措置等 その他□ □要 □不要 □未実施または実施しない その根拠 実施後、日時と本人の様子、意向を記録、候補者の変更が必要な場合には、その旨も記入 申立日 審判到着日 確定日
後見人等に 必要な支援 候補者との 事前面接 事前面接状況 申立状況	□親族 (
後見人等に 必要な支援 候補者との 事前面接 事前面接状況 申立状況 バックアップ	□親族() □市民後見 □法人後見 □専門職 具体的に その根拠 □虐待対応の継続 □措置等 その他□ □要 □不要 □未実施または実施しない その根拠 実施後、日時と本人の様子、意向を記録、候補者の変更が必要な場合には、その旨も記入 申立日 審判到着日 確定日 選任された後見人等()) チームの顔会わせ支援()
後見人等に 必要な支援 候補者との 事前面接 事前面接状況 申立状況	□親族 (

【受任調整シート】項目案 記入例

会議日時	2019年 3 月 7 日 参加者 中核機関、○○、○○、○○、○○
本人氏名	イニシャル T H (ID 465)
	☑本人情報シート添付有
	※制度の利用についての本人の思いや今後の生活への希望、特に必要な意思決定支援を記入
本人の意向	 家で暮らしたい、良男の世話をしたい。二度と消費者被害には遭いたくない。そのようなやり方が
	あるならお願いしたい。
必要な支援と現体制	☑本人情報シート参照
で対応できない課題	
診断書	☑取得済(取得日 3/4) 診断書から想定される類型 □補助 ☑保佐 □後見
	□未取得(取得予定:)
収支状況	主な収入 月額 およそ 30万 円 (遺族年金、厚生年金)
※分かる範囲で	□詳細把握ができていない収入あり ()
記入	主な支出 月額 およそ 16万~26万円(食費、光熱費等の生活費のほか、長男のゲームの課金や本人への無心の状況によって変動)
財産状況	☑預貯金(普通預金 300 万円、定期預金 1,000 万円)
※分かる範囲で	☑不動産あり(自宅の土地、家屋を所有)、□その他の資産(株や国債、投資信託など()
記入	□負債あり()、□財産状況の変動可能性()
利用支援事業	□該当する可能性あり
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	事前面談 ☑希望している □希望していない
本人が後見人等に	本人にとって望ましいこと(本人の希望、性別や年代、条件)を記入
希望していること	自分だけでなく、良男とコミュニケーションがとれる男性がよい。
申立の妥当性	☑成年後見制度利用の必要性有 □権利擁護支援の方針の再検討 □その他
	判断能力の回復が困難な疾病であり、意思決定支援だけでなく法的保護 (権利侵害の防止) が必要
予想される後見事務	判断能力の回復が困難な疾病であり、意思決定支援だけでなく法的保護(権利侵害の防止)が必要 消費者被害の契約取消や預金の引き出しの支援のため代理権が必要。
予想される後見事務 付与が必要と	
	消費者被害の契約取消や預金の引き出しの支援のため代理権が必要。
付与が必要と	消費者被害の契約取消や預金の引き出しの支援のため代理権が必要。 ②代理権目録添付あり □同意権取消権目録添付あり ※添付の場合には記入不要
付与が必要と想定される	消費者被害の契約取消や預金の引き出しの支援のため代理権が必要。 ②代理権目録添付あり □同意権取消権目録添付あり ※添付の場合には記入不要 ② 代理権の必要性有 ② 取消権の必要性有 権限付与についての本人の意向 年金は自分で管理したい、定期預金の代理権は持ってほしい。 ②本人支援 □親族支援 () □市町村長 (□老福、□知福、□精福)
付与が必要と 想定される 権限	消費者被害の契約取消や預金の引き出しの支援のため代理権が必要。 ☑代理権目録添付あり □同意権取消権目録添付あり ※添付の場合には記入不要 ② 代理権の必要性有 ② 取消権の必要性有 権限付与についての本人の意向 年金は自分で管理したい、定期預金の代理権は持ってほしい。
付与が必要と 想定される 権限	消費者被害の契約取消や預金の引き出しの支援のため代理権が必要。 ②代理権目録添付あり □同意権取消権目録添付あり ※添付の場合には記入不要 ② 代理権の必要性有 ② 取消権の必要性有 権限付与についての本人の意向 年金は自分で管理したい、定期預金の代理権は持ってほしい。 ②本人支援 □親族支援 () □市町村長 (□老福、□知福、□精福) ※本人や親族の申立支援が滞った場合の方針 (申立に対する本人の同意が明確に確認できない場合
付与が必要と 想定される 権限 申立人等	消費者被害の契約取消や預金の引き出しの支援のため代理権が必要。 ☑代理権目録添付あり □同意権取消権目録添付あり ※添付の場合には記入不要 ② 代理権の必要性有 ② 取消権の必要性有 権限付与についての本人の意向 年金は自分で管理したい、定期預金の代理権は持ってほしい。 ☑本人支援 □親族支援 () □市町村長 (□老福、□知福、□精福) ※本人や親族の申立支援が滞った場合の方針 (申立に対する本人の同意が明確に確認できない場合などは、受任調整会議で市長申立するか検討する)
付与が必要と 想定される 権限 申立人等	消費者被害の契約取消や預金の引き出しの支援のため代理権が必要。 ☑代理権目録添付あり □同意権取消権目録添付あり ※添付の場合には記入不要 ② 代理権の必要性有 ② 取消権の必要性有 権限付与についての本人の意向 年金は自分で管理したい、定期預金の代理権は持ってほしい。 ☑本人支援 □親族支援 () □市町村長 (□老福、□知福、□精福) ※本人や親族の申立支援が滞った場合の方針 (申立に対する本人の同意が明確に確認できない場合などは、受任調整会議で市長申立するか検討する) □親族 () ☑市民後見 □法人後見 ☑専門職
付与が必要と 想定される 権限 申立人等	消費者被害の契約取消や預金の引き出しの支援のため代理権が必要。 ②代理権目録添付あり □同意権取消権目録添付あり ※添付の場合には記入不要 ② 代理権の必要性有 ② 取消権の必要性有 権限付与についての本人の意向 年金は自分で管理したい、定期預金の代理権は持ってほしい。 ②本人支援 □親族支援 () □市町村長 (□老福、□知福、□精福) ※本人や親族の申立支援が滞った場合の方針 (申立に対する本人の同意が明確に確認できない場合などは、受任調整会議で市長申立するか検討する) □親族 () ②市民後見 □法人後見 ②専門職 具体的に 市民、弁護士の複数を候補者として保佐開始の審判の申立を行う。 その根拠 消費者被害の対応に弁護士の選任が必要。在宅生活継続のため、丁寧な身上監護要。 □虐待対応の継続 □措置等 その他☑
付与が必要と 想定される 権限 申立人等 候補者	消費者被害の契約取消や預金の引き出しの支援のため代理権が必要。 ☑代理権目録添付あり □同意権取消権目録添付あり ※添付の場合には記入不要 ② 代理権の必要性有 ② 取消権の必要性有 権限付与についての本人の意向 年金は自分で管理したい、定期預金の代理権は持ってほしい。 ☑本人支援 □親族支援 () □市町村長 (□老福、□知福、□精福) ※本人や親族の申立支援が滞った場合の方針 (申立に対する本人の同意が明確に確認できない場合などは、受任調整会議で市長申立するか検討する) □親族 () ☑市民後見 □法人後見 ☑専門職 具体的に 市民、弁護士の複数を候補者として保佐開始の審判の申立を行う。 その根拠 消費者被害の対応に弁護士の選任が必要。在宅生活継続のため、丁寧な身上監護要。
付与が必要と 想定される 権限 申立人等 候補者 後見人等に 必要な支援 候補者との	消費者被害の契約取消や預金の引き出しの支援のため代理権が必要。 □代理権目録添付あり □同意権取消権目録添付あり ※添付の場合には記入不要 ② 代理権の必要性有 ② 取消権の必要性有 種限付与についての本人の意向 年金は自分で管理したい、定期預金の代理権は持ってほしい。 □本人支援 □親族支援 () □市町村長 (□老福、□知福、□精福) ※本人や親族の申立支援が滞った場合の方針 (申立に対する本人の同意が明確に確認できない場合などは、受任調整会議で市長申立するか検討する) □親族 () □市民後見 □法人後見 □専門職 具体的に 市民、弁護士の複数を候補者として保佐開始の審判の申立を行う。 その根拠 消費者被害の対応に弁護士の選任が必要。在宅生活継続のため、丁寧な身上監護要。 □虐待対応の継続 □措置等 その他 □ 家族と在宅生活を続けているため、本人だけでなく本人との関係が濃い長男との適切な関係がとれるよう支援が必要。 □不要 □未実施または実施しない
付与が必要と 想定される 権限 申立人等 候補者 後見人等に 必要な支援	消費者被害の契約取消や預金の引き出しの支援のため代理権が必要。 ☑代理権目録添付あり □同意権取消権目録添付あり ※添付の場合には記入不要 ② 代理権の必要性有 ② 取消権の必要性有 権限付与についての本人の意向 年金は自分で管理したい、定期預金の代理権は持ってほしい。 ☑本人支援 □親族支援 () □市町村長 (□老福、□知福、□精福) ※本人や親族の申立支援が滞った場合の方針 (申立に対する本人の同意が明確に確認できない場合などは、受任調整会議で市長申立するか検討する) □親族 () ☑市民後見 □法人後見 ☑専門職 具体的に 市民、弁護士の複数を候補者として保佐開始の審判の申立を行う。 その根拠 消費者被害の対応に弁護士の選任が必要。在宅生活継続のため、丁寧な身上監護要。 □虐待対応の継続 □措置等 その他☑ 家族と在宅生活を続けているため、本人だけでなく本人との関係が濃い長男との適切な関係がとれるよう支援が必要。
付与が必要と 想定される 権限 申立人等 候補者 後見人等に 必要な支援 候補者との 事前面接	消費者被害の契約取消や預金の引き出しの支援のため代理権が必要。 □代理権目録添付あり □同意権取消権目録添付あり ※添付の場合には記入不要 ② 代理権の必要性有 ② 取消権の必要性有 権限付与についての本人の意向 年金は自分で管理したい、定期預金の代理権は持ってほしい。 □本人支援 □親族支援 () □市町村長 (□老福、□知福、□精福) ※本人や親族の申立支援が滞った場合の方針 (申立に対する本人の同意が明確に確認できない場合などは、受任調整会議で市長申立するか検討する) □親族 () □市民後見 □法人後見 □専門職 具体的に 市民、弁護士の複数を候補者として保佐開始の審判の申立を行う。 その根拠 消費者被害の対応に弁護士の選任が必要。在宅生活継続のため、丁寧な身上監護要。 □虐待対応の継続 □措置等 その他□ 家族と在宅生活を続けているため、本人だけでなく本人との関係が濃い長男との適切な関係がとれるよう支援が必要。 □歴 □不要 □未実施または実施しない根拠 本人が自分だけでなく長男とコミュニケーションがとれる人かどうか、事前面接を希望。 実施後、日時と本人の様子、意向を記録、候補者の変更が必要な場合には、その旨も記入
付与が必要と 想定される 権限 申立人等 候補者 後見人等に 必要な支援 候補者との	消費者被害の契約取消や預金の引き出しの支援のため代理権が必要。 ②代理権目録添付あり □同意権取消権目録添付あり ※添付の場合には記入不要 ② 代理権の必要性有 ② 取消権の必要性有 権限付与についての本人の意向 年金は自分で管理したい、定期預金の代理権は持ってほしい。 ②本人支援 □親族支援 () □市町村長 (□老福、□知福、□精福) ※本人や親族の申立支援が滞った場合の方針 (申立に対する本人の同意が明確に確認できない場合などは、受任調整会議で市長申立するか検討する) □親族 () ②市民後見 □法人後見 ②専門職 具体的に 市民、弁護士の複数を候補者として保佐開始の審判の申立を行う。 その根拠 消費者被害の対応に弁護士の選任が必要。在宅生活継続のため、丁寧な身上監護要。 □虐待対応の継続 □措置等 その他② 家族と在宅生活を続けているため、本人だけでなく本人との関係が濃い長男との適切な関係がとれるよう支援が必要。 □不要 □未実施または実施しない 根拠 本人が自分だけでなく長男とコミュニケーションがとれる人かどうか、事前面接を希望。 実施後、日時と本人の様子、意向を記録、候補者の変更が必要な場合には、その旨も記入 3/16弁護士候補者、3/18市民後見任候補者と顔合わせ。本人、良男どちらとも関係良好。
付与が必要と 想定される 権限 申立人等 候補者 後見人等に 必要な支援 候補者との 事前面接	消費者被害の契約取消や預金の引き出しの支援のため代理権が必要。 ②代理権目録添付あり □同意権取消権目録添付あり ※添付の場合には記入不要 ② 代理権の必要性有 ② 取消権の必要性有 権限付与についての本人の意向 年金は自分で管理したい、定期預金の代理権は持ってほしい。 ②本人支援 □親族支援 () □市町村長 (□老福、□知福、□精福) ※本人や親族の申立支援が滞った場合の方針 (申立に対する本人の同意が明確に確認できない場合などは、受任調整会議で市長申立するか検討する) □親族 () ②市民後見 □法人後見 ②専門職 具体的に 市民、弁護士の複数を候補者として保佐開始の審判の申立を行う。 その根拠 消費者被害の対応に弁護士の選任が必要。在宅生活継続のため、丁寧な身上監護要。 □虐待対応の継続 □措置等 その他② 家族と在宅生活を続けているため、本人だけでなく本人との関係が濃い長男との適切な関係がとれるよう支援が必要。 ②要 □不要 □未実施または実施しない 根拠 本人が自分だけでなく長男とコミュニケーションがとれる人かどうか、事前面接を希望。 実施後、日時と本人の様子、意向を記録、候補者の変更が必要な場合には、その旨も記入 3/16弁護士候補者、3/18市民後見任候補者と顔合わせ。本人、良男どちらとも関係良好。申立日 4/5 審判到着日 4/9 確定日 4/23
付与が必要と 想定される 権限 申立人等 候補者 後見人等に 必要な支援 候補者との 事前面接 事前面接状況	消費者被害の契約取消や預金の引き出しの支援のため代理権が必要。 ②代理権目録添付あり □同意権取消権目録添付あり ※添付の場合には記入不要 ② 代理権の必要性有 ② 取消権の必要性有 権限付与についての本人の意向 年金は自分で管理したい、定期預金の代理権は持ってほしい。 ②本人支援 □親族支援 () □市町村長 (□老福、□知福、□精福) ※本人や親族の申立支援が滞った場合の方針 (申立に対する本人の同意が明確に確認できない場合などは、受任調整会議で市長申立するか検討する) □親族 () ②市民後見 □法人後見 ②専門職 具体的に 市民、弁護士の複数を候補者として保佐開始の審判の申立を行う。 その根拠 消費者被害の対応に弁護士の選任が必要。在宅生活継続のため、丁寧な身上監護要。 □虐待対応の継続 □措置等 その他② 家族と在宅生活を続けているため、本人だけでなく本人との関係が濃い長男との適切な関係がとれるよう支援が必要。 ②要 □不要 □未実施または実施しない 根拠 本人が自分だけでなく長男とコミュニケーションがとれる人かどうか、事前面接を希望。 実施後、日時と本人の様子、意向を記録、候補者の変更が必要な場合には、その旨も記入3/16弁護士候補者、3/18市民後見任候補者と顔合わせ。本人、良男どちらとも関係良好。 申立日 4/5 審判到着日 4/9 確定日 4/23 選任された後見人等 (推薦した候補者が選任された)
付与が必要と 想定される 権限 申立人等候補者後見人等に 必要者とと 候補前面接事前面接事が況	消費者被害の契約取消や預金の引き出しの支援のため代理権が必要。 □代理権目録添付あり □同意権取消権目録添付あり ※添付の場合には記入不要 ② 代理権の必要性有 ② 取消権の必要性有 種限付与についての本人の意向 年金は自分で管理したい、定期預金の代理権は持ってほしい。 □本人支援 □親族支援 () □市町村長 (□老福、□知福、□精福) ※本人や親族の申立支援が滞った場合の方針 (申立に対する本人の同意が明確に確認できない場合などは、受任調整会議で市長申立するか検討する) □親族 () □市民後見 □法人後見 □専門職 具体的に 市民、弁護士の複数を候補者として保佐開始の審判の申立を行う。その根拠 消費者被害の対応に弁護士の選任が必要。在宅生活継続のため、丁寧な身上監護要。 □虐待対応の継続 □措置等 その他□ 家族と在宅生活を続けているため、本人だけでなく本人との関係が濃い長男との適切な関係がとれるよう支援が必要。 □不要 □未実施または実施しない 根拠 本人が自分だけでなく長男とコミュニケーションがとれる人かどうか、事前面接を希望。 実施後、日時と本人の様子、意向を記録、候補者の変更が必要な場合には、その旨も記入 3/16 弁護士候補者、3/18 市民後見任候補者と顔合わせ。本人、良男どちらとも関係良好。申立日 4/5 審判到着日 4/9 確定日 4/23 選任された後見人等 (推薦した候補者が選任された
付与が必要と 想定される 権限 申立人等 候補者 後見人等に 必要な支援 候補者との 事前面接 事前面接状況	消費者被害の契約取消や預金の引き出しの支援のため代理権が必要。 □代理権目録添付あり □同意権取消権目録添付あり ※添付の場合には記入不要 ② 代理権の必要性有 ② 取消権の必要性有 権限付与についての本人の意向 年金は自分で管理したい、定期預金の代理権は持ってほしい。 □本人支援 □親族支援 () □市町村長 (□老福、□知福、□精福) ※本人や親族の申立支援が滞った場合の方針 (申立に対する本人の同意が明確に確認できない場合などは、受任調整会議で市長申立するか検討する) □親族 () □市民後見 □法人後見 □専門職 具体的に 市民、弁護士の複数を候補者として保佐開始の審判の申立を行う。その根拠 消費者被害の対応に弁護士の選任が必要。在宅生活継続のため、丁寧な身上監護要。 □虐待対応の継続 □措置等 その他□ 家族と在宅生活を続けているため、本人だけでなく本人との関係が濃い長男との適切な関係がとれるよう支援が必要。 □不要 □未実施または実施しない 根拠 本人が自分だけでなく長男とコミュニケーションがとれる人かどうか、事前面接を希望。 実施後、日時と本人の様子、意向を記録、候補者の変更が必要な場合には、その旨も記入3/16弁護士候補者、3/18市民後見任候補者と顔合わせ。本人、良男どちらとも関係良好。申立日 4/5 審判到着日 4/9 確定日 4/23 選任された後見人等 (推薦した候補者が選任された) チームの顔会わせ支援 (4/26 の地域ケア個別会議にて、支援チームとの顔合わせ) 継続支援の必要性の確認 (市民が保佐人として選任されたため、継続支援)
付与が必要と 想定される 権限 申立人等候補者後見人等に 必要者とと 候補前面接事前面接事が況	消費者被害の契約取消や預金の引き出しの支援のため代理権が必要。 □代理権目録添付あり □同意権取消権目録添付あり ※添付の場合には記入不要 ② 代理権の必要性有 ② 取消権の必要性有 種限付与についての本人の意向 年金は自分で管理したい、定期預金の代理権は持ってほしい。 □本人支援 □親族支援 () □市町村長 (□老福、□知福、□精福) ※本人や親族の申立支援が滞った場合の方針 (申立に対する本人の同意が明確に確認できない場合などは、受任調整会議で市長申立するか検討する) □親族 () □市民後見 □法人後見 □専門職 具体的に 市民、弁護士の複数を候補者として保佐開始の審判の申立を行う。その根拠 消費者被害の対応に弁護士の選任が必要。在宅生活継続のため、丁寧な身上監護要。 □虐待対応の継続 □措置等 その他□ 家族と在宅生活を続けているため、本人だけでなく本人との関係が濃い長男との適切な関係がとれるよう支援が必要。 □不要 □未実施または実施しない 根拠 本人が自分だけでなく長男とコミュニケーションがとれる人かどうか、事前面接を希望。 実施後、日時と本人の様子、意向を記録、候補者の変更が必要な場合には、その旨も記入 3/16 弁護士候補者、3/18 市民後見任候補者と顔合わせ。本人、良男どちらとも関係良好。申立日 4/5 審判到着日 4/9 確定日 4/23 選任された後見人等 (推薦した候補者が選任された

事例のその後(1年後)

申立後、推薦した候補者が二人とも選任され、市民と弁護士の複数保佐での支援が開始された。

専門職の保佐人は、悪質業者から 50 万円を回収することできた。また、保佐人が選任されたことから、その後は訪問販売業者の訪問は無くなった。

市民保佐人も、中核機関の支援を受けて、疑問があれば助言をもらえることから安心して実務を継続できている。久子さんとの関係も良好で、良男さんからも感謝されている。

良男さんは、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を契約。しかし、友人から頼まれるといやといえずにお金を渡すこともある。また、障害相談支援事業所の勧めで、就労支援A型に通所を始めた。

本人の認知症が進み、自分で銀行に行くことができなくなった。介護度も要介護2から3へ変更になっている。

全部事項証明書(別紙目録)

保 佐

代理行為目録

(別紙)

代理行為目録

- 1. 住居等の(修繕、維持管理)に関する請負契約の締結、変更及び解除
- 2. 下記の口座に関する預貯金に関する金融機関等と一切の取引 (解約 (脱退) 及び新規 口座の開設を含む。)

記

- ○○銀行○○支店普通預金口座口座番号×××××××○○銀行○○支店定期預金口座口座番号△△△△△
- 3. 定期的な収入の受領及びこれに関する諸手続(年金・障害手当その他の社会保障給付)
- 4. 定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続(公共料金、保険料、公租公課)
- 5. 本人の負担している債務に関する弁済合意及び債務の弁済(そのための交渉を含む。)
- 6. 介護契約その他の福祉サービスの契約、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の 受領
- 7. 介護保険、要介護認定、障害支援区分認定、健康保険等の各申請(各種給付金及び還付金の申請を含む。)及びこれらの認定に関する不服申立て
- 8. 医療契約及び病院への入院に関する契約の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- 9. 税金の申告、納付、更正、還付及びこれらに関する諸手続
- 10. 個人番号(マイナンバー)に関する諸手続
- 11. 以上の各事務の処理に必要な費用の支払
- 12. 以上の各事務に関連する一切の事項(戸籍謄抄本・住民票の交付請求、公的な届出、手続き等を含む。)

以上

【後見実務ふり返りシート】項目案 ワークシート

ふり返り契機	☑中核機関によるモニタリング(5 🗆	[目] □後見人	、等からの支援相談
ふり返り日	2020 年 3月 1日(対応者:)	本人情報シート	□あり □なし
形態	1. 電話 2. 来所 3.	訪問 4.	その他()

モニタリングのため、下記欄記入なし 🗸

対応 実施したこと

□別紙参照

後見実務支援の	相談者名	□後見人等	ΙD				
相談者	連絡先		所属				
相談概要	□詳細別紙参照	主な相談内容					
相談契機	1. パンフレット	2. 研修受講()	3. 以前に相談	4. その他	()
相談者属性	地区:		所属	属性:			

後見人等。	より聞き取って記入(後見	人等からの相談の場合は、後見人等が記入してもよい)
本人	、氏名 谷 久子	
類	[型 □補助 ☑保	佐 □後見 □任意後見受任者 □任意後見 □その他()
申立の	の経緯	ート、受任調整シート参照 (ID: 465)
 後見		型市民 ▽ 専門職 (弁護士) □前回モニタリングと同じ 山本 連絡先: 000-000-0000 (田中)、111-111-1111 (山本)
家裁	報告等 2020 年 4	月報告 ※直近の報告か予定を記入
' '		報告時)からの変化の有無 *本人情報シートを活用して確認し、記入 下が進行し、要介護2から3へ変更。銀行に自分で行くことが無くなった。
	と課題 □支援関係者	□身上保護 □チームの体制・支援 □意思決定支援 □本人との関係 との関係 □家裁への報告事務 順に現状を確認し、特に課題になっているものにチェックする。複数チェック可。
ワーク1 固人ワーク)		内容は付箋を使って、1 項目につき 1 枚記入してください。
見直し	権限の □必要なし 、交代 □必要あり 3要性	その内容と必要性の根拠
	関として ロチーム会議	への支援 □事例検討会への事例提出 □専門相談 □家裁への連絡支援

今後の支援 □モニタリング継続不要(今後は相談、依頼に基づき対応)※課題が解消している場合は不要 □モニタリング継続要(必要な根拠

具体的に記入

★グループワークで検討する内容です。具体的内容は模造紙にまとめてください。

【後見実務ふり返りシート】項目案<記入例>

ふり返り契機	☑中核機関によるモニタリング(5	回目) □後見力	(等からの支援相談
ふり返り日	2020 年 3月 1日(対応者:	畑野) 本人情報シート	☑あり □なし
形態	1. 電話 2. 来所 3	訪問	4. その他()

モニタリングのため、下記欄記入なし 🗹

後見実務支援の	相談者名	□後見人等	ΙD	
相談者	連絡先		所属	
相談概要	□詳細別紙参照	主な相談内容		
相談契機	1. パンフレット	2. 研修受講()) 3. 以前に相談 4. その他()
相談者属性	地区:		所属	属属性:

後見人等より聞き取って記入(後見人等からの相談の場合は、後見人等が記入してもよい)

本人氏名	谷 久子
類型	□補助 ☑保佐 □後見 □任意後見受任者 □任意後見 □その他()
申立の経緯	☑相談受付シート、受任調整シート参照 (ID: 465)
後見人等	□親族 ☑市民 ☑専門職(弁護士) □前回モニタリングと同じ
	氏名:田中、山本 連絡先:000-000-0000(田中)、111-111-1111(山本)
家裁報告等	2020 年 4 月報告 予定 ※直近の報告か予定を記入
本人の	申立時(前回報告時)からの変化の有無 *本人情報シートを活用して確認し、記入
心身状況	認知機能の低下が進行し、要介護2から3へ変更。銀行に自分で行くことが無くなった。
後見実務の	☑財産管理 □身上保護 □チームの体制・支援 ☑意思決定支援 □本人との関係
現状と課題	□支援関係者との関係 □家裁への報告事務
	※左から順に現状を確認し、特に課題になっているものにチェックする。複数チェック可。
	消費者被害のリスクは消失したが、認知症の進行により意思決定支援が課題。
類型や権限の	
見直し、交代	☑必要あり その内容と必要性の根拠
の必要性	消費者被害のリスクが消失し、長男への支援も充実し、本人への無心をすることが無くなったた
	め、専門職の関与が不要となった。
必要と思われる	□チーム会議への支援 □事例検討会への事例提出 □専門相談 図家裁への連絡支援
対応	□その他()□特になし
実施したこと	□別紙参照 具体的に記入
	定期報告の際、本人情報シートを提出し、弁護士の保佐人の辞任を支援。
今後の支援	□モニタリング継続不要(今後は相談、依頼に基づき対応)※課題が解消している場合は不要
	☑モニタリング継続要(必要な根拠 市民保佐人のための、継続モニタリング支援要)

本人情報シート(成年後見制度用)

庭裁判所における審理のために提出していた。 ※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方	
	作成日 2020 年 3 月 14 日
<u>本人</u> 氏 名: <u> 谷 久子</u>	作成者 氏 名: <u>畑野 ○○ 印</u>
生年月日: 年 月 日(84歳)	職業(資格): ○○市後見支援センター(社会福祉士)
	連 絡 先: 000 (000) 0000
	本人との関係: 中核機関職員
 1 本人の生活場所について ☑ 自宅 (自宅での福祉サービスの利用 □ 施設・病院 → 施設・病院の名称 	☑ あり □ なし)
住所	
2 福祉に関する認定の有無等について ☑ 介護認定 (認定日: 2020年 2 月 □ 要支援(1・2) ☑ 要介護 □ 非該当 □ 障害支援区分(認定日: 年 □ 区分(1・2・3・4・5・6) □ 療育手帳・愛の手帳など (手帳の) □ 精神障害者保健福祉手帳 (1・2・3・4・5・6)	(1·2 ③·4·5) 月) □ 非該当 ○2名称)(判定)
	こついて支援が必要 □ 全面的に支援が必要 追加的対応が必要な場合は,その内容等)
支援やサービス利用の契約の代理を行いな 立時に問題とされた、業者に支払った50	:人が選任され、本人の意思の尊重とともに金銭管理の がら、本人の望む自宅での生活が継続できている。申 万円の回収も終わり、訪問販売の業者がくることはな 低下が進行しているが、穏やかに生活している。
(2) 認知機能について 日によって変動することがあるか:□ (※ ありの場合は、良い状態を念頭に以下の エの項目は裏面にあります。) ア 日常的な行為に関する意思の伝達に □ 意思を他者に伝達できる □ にとんど伝達できない □ イ 日常的な行為に関する理解について □ 理解できる □	Dアからエまでチェックしてください。 こついて 【 伝達できない場合がある 】 できない

□ ほとんど理解できない □ 理解できない

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策 (※御意見があれば記載してください。)	
弁護士の保佐人は、被害額を回収することで役割を終えていると考えられる。弁護士は辞任 し、市民保佐人一人で対応することになることではどうか、と説明した。本人は、そのこと 理解することは難しかったが、表わした思いとして、市民保佐人に対して、「また来てください」と発言した。	を
 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識申立てをすることを説明しており、知っている。 申立てをすることを説明したが、理解できていない。 申立てをすることを説明しておらず、知らない。 一 その他 (上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等) 	
4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題 (※ 課題については、現に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。 通帳が本人の手元にあることで、本人の安心につながっている。保佐人(市民)は現在通常に2回訪問し、そのうち1回は生活費を届けている。このやり方で本人の生活に支障は生じてらず、安定して過ごすことができている。本人の意思を汲み取ることがだんだん難しくなりつあるので、何か変化が生じたときには支援チームで話し合いの場をもち、本人の意向や意思がこにあるか、探ることを継続している。(訪問介護サービスを増回するとき等)	月おつ
保佐人(市民)が権限に基づき実施。1種類の金融機関のみ、本人が管理しているが、この年、動きはない。通帳を所持しているのみ。	半
(6) 金銭の管理について □ 本人が管理している □ 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している □ 親族又は第三者が管理している (支援(管理)を受けている場合には、その内容・支援者(管理者)の氏名等)	
(4) 社会・地域との交流頻度について	, \
保佐人が定期的に生活費を届けるようになり、本人自ら銀行へ行くことがなくなった。当初は、そのことが理解できないときもあり、銀行へ行って、「通帳やカードを紛失した」ということがあったが、3カ月を経過する頃には、保佐人が届けることが理解でき、問題とならなくなた。訪問販売業者が訪問することがなくなったため、不要な支払をしようとすることもなくなた。本人の希望があり、金融機関の1つは、本人が自分で取引できるようにしているが、自分お金をおろしにいくことは半年前から行われていない。	· ·
 (3) 日常・社会生活上支障となる精神・行動障害について □ 支障となる行動はない □ 支障となる行動がときどきある □ 支障となる行動がある (精神・行動障害に関して支援を必要とする場面があれば、その内容、頻度等) 	
エ 本人が家族等を認識できているかについて□ 正しく認識している□ はとんど認識できていない□ 認識できていない	
ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について □ 記憶できる	

単独の対応を、関与した弁護士を含む支援チーム及び中核機関でバックアップしていくことが望

ましい。

これまでのような保佐人の事務が求められる。複数で選任されたが、法律職(弁護士)保佐人 は、辞任する方針が示されている。今後、モニタリングにて、本人の心身状況や生活環境の変 化、また、保佐人が行うべき事務に対して必要な権限を検討することができるので、市民保佐人

29

ワーク2演習シート

中核機関に対して後見人等選任後に、様々な機関からどのような相談が入るのかを考えるワークです。「自分の地域で中核機関に寄せられるであろう相談項目」を2つ選んで記入してください。

No	中核機関に寄せられると考えられる項目			私の地域ではどのような対応を行っていけそうか	
	誰から	どのような	①私の地域の現状	②中核機関の役割として、どのような対 応を行っていけそうか	③どの機関や団体、専門職と協力できると 良いか
1	本人から	「後見人を替えてほしい」といわれたら			
2	本人から	「一人でもできることが増えてきたのに、後見人にす べてを管理されていて困る」といわれたら			
3	介護支援専門員から	「担当者会議に後見人が参加してくれないが、どうし たらよいか」と聞かれたら			
4	サービス提供事業者から	「1 週間近く後見人と連絡が取れず困っている」と相談されたら			
5	親族後見人から	「家庭裁判所から送られてきた書類の提出期限が迫っ ているけれど、どうしていいかわからない」と相談さ れたら			
6	市民後見人から	「お金があまりない人なので、通院介助してあげたい。 どこまでやっていいですか?」と相談されたら			
7	専門職後見人から	「本人から毎日のように電話がかかってきて困っている」といわれたら			

第 2 章

〈図 2 - 5 〉「ソーシャルサポート・ネットワーク分析マップ」の記入方法

